

松浦市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成31年2月7日

松浦市監査委員 守山 秀利  
松浦市監査委員 神田 稔

# 監査結果報告

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 商工振興課
- 3 監査の期間 平成31年1月4日から32日間

## 4 監査の範囲及び方法

平成30年度（平成30年11月末まで）の財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係帳簿及び書類等を調査し、必要に応じて担当職員からの説明聴取や現地調査を行うなどの方法により監査を実施した。

### 【着眼点】

- (1) 収入事務が適正に行われているか。
- (2) 旅費に関する諸帳簿が整備されているか、違法な支出がないか。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 備付諸帳簿がきちんと整備されているか。

## 5 監査の結果

今回の監査の結果、事務処理について次のとおり不備が見受けられたので十分注意の上、適正に処理されるよう要望する。

### (1) 文書件名簿について

- ・ 收受、発送月日が前後して登載されているものがあつた。
- ・ 訂正印の押印のないものがあつた。
- ・ 同一番号で処理すべき件を新たに番号を取得しているものがあつた。松浦市役所処務規程第33条第8号に基づき適正に処理されたい。

### (2) 時間外等勤務命令簿（控）について

- ・ 時間計算欄をパソコン入力しているものがあつた。
- ・ 供覧印の押印がないものがあつた。
- ・ 休憩時間の記載がなかつた。人事共有フォルダ内時間外等勤務命令簿記入要領に沿って適正に処理されたい。

### (3) 出張旅費について

- ・ 出張命令書（控）において、請求書欄の誤りを請求者以外の訂正印を用いて訂正しているものがあつた。

- ・ 出張命令書（控）において、宿泊地の記載のないもの、用務欄に用務名以外の記載があるものがあつた。適正に処理されたい。
- ・ 費用弁償（各種委員の市外出張の際）の出張命令書において、旅費算定の起点を明確にするため備考欄に住所地または勤務地を記入することとなっているが、記入がなかつた。また、発地欄に起点を記入し、経路を備考欄に記入することとなっているが記入がなかつたため、委員の住所地から本庁までの費用弁償が支給されていないものがあつた。会計事務の手引きに基づき適正に処理されたい。
- ・ 出張復命書において、様式の号数が誤っているものがあつた。松浦市役所処務規程に定められた様式を使用されたい。

#### （４）契約事務について

##### 委託料

- ・ 起案文書に、文書番号や施行年月日の記載がないものが見受けられた。
- ・ 見積依頼書に文書番号の記載がないものがあつた。
- ・ 実施伺と見積徴取伺を別々にすべきものを一緒にしたものがあつた。

##### 請負工事

- ・ 起案文書に、文書番号や施行年月日の記載がないものが多数見受けられた。
- ・ 関係文書ファイルに保存されていた請求書の写に、請求年月日の記載が無かつた。

#### （５）修繕関係の処理について

- ・ 鷹島石工製品展示場等施設フォークリフト修繕で、支出伝票に添付されるべき修繕伺の原本がファイリングされて残っていた。早急に会計課保管の支出伝票に原本を添付されたい。
- ・ 業者宛見積依頼の決裁文書がなかつた。
- ・ 契約書に、受注者が２種類の印を押しているにも関わらず、訂正印としての押印は１種類しかなかつた。訂正箇所にも市長印の押印がなかつた。

#### （６）補助金について

- ・ 交付決定通知の指令番号と確定通知の指令番号が違うものが見受けられた。同じ指令番号で処理されたい。又、補助金確定後は、指令簿処理欄に記載して、処理を完了されたい。
- ・ 交付申請時の文書番号と実績報告時の文書番号が違うものが見受けられた。同じ文書番号で処理されたい。
- ・ 起案文書に、施行年月日の記載がないものが多数見受けられた。
- ・ 申請者の納税状況調査を税務課に依頼したものうち回答書が見当たらないものがあつたが、交付決定は行われていた。
- ・ 松浦市工業会への補助金に関する文書フォルダに、交付決定伺起案時の決定通知書の原稿が残っていなかつた。補助金支出伝票に添付された交付決定通知書の写には、契印（割印）が無かつた。また、商工振興課の受付印が押印されていた。
- ・ 交付申請書に関係書類として、写真・図面等を添付と記載してあるにも関わらず添付されていないものがあつた。

(7) 公有財産使用許可及び貸付について

- ・ 使用許可更新の際、松浦市財務規則第109条第2項の規定により「会計課長の決裁を受けるものとする。」とあるが、会計課合議がなされていないものがあった。規則に基づき適正に処理されたい。また、新規申請の際は同規則第109条第1項の規定により甲決裁となっており、会計課の合議無く決裁を受けていたが、財産管理担当課である会計課の合議を経て甲決裁を受けられたい。
- ・ 起案文書の施行欄に年月日が記載されていないものが、多数見受けられた。
- ・ 行政財産目的外使用料において、12款1項使用料で収入すべきであるが、15款1項財産運用収入で収入していた。適正に処理されたい。
- ・ 行政財産目的外使用許可の決裁を受ける際、根拠となる法令及び使用料の算出の根拠となる法令の記載なく起案をしているものがあった。
- ・ 行政財産目的外使用許可書において、財務規則第110条の使用条件の記載に不備があった。
- ・ 行政財産の貸付申請がされているにも関わらず、使用許可で処理し、使用許可書を交付しているものがあった。また、内容は行政財産の貸付であるにもかかわらず、使用許可申請を受理し、使用許可書を交付しているものがあった。目的外使用許可と貸付は、使用許可は許可書の交付、貸付は契約書を交わす等処理方法と根拠法令が異なるが、混同して処理されている為、再度整理を行い、法令に基づき適正に処理されたい。

(8) その他について

- ・ 所管施設、指定管理状況について  
抽出して現地調査を行った結果、次のとおり適正な管理が行われていないと思われる案件があった。  
《指定管理施設》  
\*鷹島石工製品展示場等施設内において、作業場にタバコやその吸い殻が放置されており、整理整頓がなされていなかった。早急に指導されたい。

6. 改善措置の状況通知について

本公表の指摘事項について、その改善措置の状況及び結果を平成31年2月18日(月)までに文書により報告されたい。